

## 「第 13 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 19 年 8 月 2 日（木） 9:30～11:50

8 名の委員出席

（事務局）

それでは、只今より第 13 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。最初に本日の配布資料についてのご確認をさせていただきます。一枚目の裏側でございます、資料一覧表をご覧ください。資料につきましては、会議の次第と右上にナンバーをつけた資料 1 から 4 をお配りしています。尚、今回の検討会につきましては、資料を纏める時間がかかりまして、事前に配布出来なかった事をお詫び申し上げます。資料 1 につきましては、今後の検討スケジュール表という事で、A3 の資料一枚でございます。資料 2 につきましては、条例骨子案のパブリックコメント手続きに関する報告という事で、A4 を一枚、それから資料 3 の骨子案に対する意見等への対応につきましては、A3 が 1 から 6 ページでございます。最後の資料 4 につきましては、骨子案でございます、A4 で 1 から 13 ページでございます。もし抜けている資料がございましたらご連絡願います。

それでは、会議に移らせていただきます。本日ご欠席の委員でございますけれども、土居・久松・細川・藤原委員 4 名の方が欠席でございます。尚、多賀谷委員につきましては、20 分位遅れてまいります。委員 12 名のうち現在 7 名の方が出席ということで、委員の過半数の出席が認められますので、設置要綱第 5 条第 2 項の規定によりまして本検討会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、続きまして議事に入ります。検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が議長になると定められております。岡村会長に検討会の進行をお願いしたいと思います。

それでは、岡村会長よろしく申し上げます。

（岡村会長）

皆さん、おはようございます。今日も朝早くからありがとうございます。2 週間になりますけど、新潟でマグニチュード 6.8 の地震が発生致しまして、次の南海地震の数百分の一なんですけども、揺れでは柏崎刈羽で震度 6 強を観測していますので、揺れる時間は 15 秒程度しか揺れていないんですけど、我々もあの地震に対して揺れに関しては非常に参考にしなければいけない。怪我人が 1,800 人出ているので、一つは、あの状態で津波が来るという事を想像しておかなければいけないというのが高知県でございます。

これは大変大きな問題で、怪我人がどういう過程で出来たのかという事が、まだはっきりとまとまった訳ではないんですけど、家具や家の倒壊にともなう大怪我、それと家具による小さな傷というか、小さな外傷という事ですけど、基本的にかなり怪我をしてしまい、

自力では抜け出せないという状況が発生していますので、死者 11 人の内 9 人までが家の倒壊による下敷きという事で、映像をご覧になれば分るとおり、同じ地盤条件であっても同じ揺れが来ても、古い家は特徴的に全倒壊しているという状況がございます。これは、我々も同じような状況に入っている事は明らかですので、今後どうして行くのかということも多くの問題があるということですから、気づかされた地震であると言えます。

お手元の議事のスタイルに従いまして、会をこれから進めさせて頂きたいと思っておりますが、本日の会は会場の都合もあり 11 時 50 分までで見解を行いますのでご協力をお願いしたいと思います。

これまでの経過ですが、6月18日に条例の骨子案をご提案頂きまして7月31日までの間、1ヶ月と10日位ですが、条例の説明会なんかも開催しながら県民の方から骨子案に対してご意見を頂いてきております。本日はその日程への対応案について考え方が示されておりますので、それについてご議論頂きたいと思っております。本日の会の進め方は、まず今後の検討会のスケジュールを確認し、次にパブリックコメント手続きの状況の報告ですね。大変私たちも知りたいですから。引き続いて意見への対応を検討して頂くという感じで思っております。そのように進めたいとおもいます。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは早速ですけど、議事(1)の今後の検討スケジュールについて検討致します。

それでは説明お願い致します。

(事務局)

今後のスケジュールについてご説明させて頂きます。資料1の方をご覧下さい。

6月から7月にかけて条例の骨子案に対するパブリックコメントを実施しております。8月の欄になりますが、8月2日、本日になりますが、第13回の検討会を開催しています。先程、会長からもお話がありましたようにパブリックコメントで県民の方から多くのご意見を頂いておりますので、それに対する対応という事で骨子案の修正についてご検討頂きたいと思っております。それから8月24日には第14回の検討会を予定しております。ここでは、本日検討して内容について更に深めて行くという事で14回の検討会では、条例の骨子をまとめたいという風に考えています。この13回と14回のこの間に県議会の総務委員会の方では条例を審議すると言う事で2回の審議を予定しているところです。ここでも色んなご意見を頂くという事もございますので、そういった意見も踏まえまして24日に条例の骨子をまとめて頂ければという風に考えています。それから9月には第15回の検討会で、今度は条例の骨子をもとに条例案を作成するという事になりますので、条例案の検討。それから10月の16回の検討会でも条例案の検討をすると、2回の条例案の検討をしましてパブリックコメントにかける条例案を纏めると言う事になります。その後、庁内調整等も行いまして、10月の中旬、或いは下旬位から1ヶ月かけて条例案の方を県民の方に公表しましてご意見を頂くと言う事を予定しています。その後県民の方から頂いたご意見を踏まえて11

月には第 17 回の検討会を開催して条例案への反映を行うと、再度庁内調整をしまして 12 月第 18 回の検討会では県に報告して頂く条例案の取り纏めをお願いしたいと言う風に考えています。その後、県の中での審議等を通じまして 2 月の議会には条例案を提出させて頂きたいと言う風に考えています。その後、条例が成立した後は、3 月には最終の第 19 回の検討会を開くと言う風な予定をしております。

スケジュールについては、こういった形で予定をしております。

(岡村会長)

はい、今後、本日を含めて 2 回の検討会があります。それと条例案のパブリックコメントのため骨子案を条例案にする為の検討会を 2 回するという事なのですが、今のご説明のスケジュールでご意見はございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、議事の(2)へ移りますが、条例骨子案のパブリックコメント手続きに関する報告、それと引き続いて(3) 条例骨子案の意見に対する検討を行いたいと思います。

まず、事務局からパブリックコメント手続きに関する報告をお願い致します。

(事務局)

資料 2 の方をご覧ください。条例の骨子案のパブリックコメント手続きに関して報告させて頂きます。まず意見の募集期間につきましては、6 月 18 日から 7 月 31 日まで約 1 ヶ月半の期間ご意見を募集しております。この骨子案について、緑色の冊子という事でパブリックコメントの骨子案を纏めております。それについての公開、配布の方法についてなんですが、地震・防災課、県民室、県立図書館、出先の総合庁舎等のところでこの骨子案を配布させて頂いております。また、市町村役場にある南海地震情報コーナーの方では閲覧をして頂けるように設置をしております。そのほか県民の方からのお問い合わせがあつて、郵送を希望される方にお送りをしたり、地震・防災課のホームページに掲載をしたりという風な事で公開・配布をします。意見の募集方法につきましては、基本的には文書になります。郵送・ファクシミリ・電子メールの送付又は直接持参という事で文書による意見の募集をしています。県下 10 ヶ所で条例の説明会をしておりますので、その際には口頭で意見を頂いているところです。次に 4 として説明会等の開催と県民等の参加状況につきましては、条例の骨子案の説明会を県内 10 ヶ所で開催をしております。参加者については 10 ヶ所で 338 人の方、平均で約 30~40 人近くの方がご出席を頂いているところです。各会場の参加状況については、表の方に纏めておりますが、一番多いところでは 3 番の須崎市の方で 77 人、一番少ない所ですと 4 のいの町の方で 11 人という事で、若干各会場によって参加者が多い少ないがあつたのかなと思っております。それから、その他としまして 6 月 15 日には防災関係機関への骨子案の事前説明会を開催しています。これには 74 人の方にご出席を頂いています。それと、高知県連合婦人会リーダー研修会がございまして、その中でこの南海地震の条例をテーマにお話をさせて頂いております。こちらにも 140 人の方

のご参加を頂いています。それから高知商工会議所の方で事業者の役割を中心に骨子案の説明をさせて頂いています。こちらにも 100 人の方にご出席を頂いているところです。この意見の提出状況につきましては、文書によるものが 11 通出されています。それから骨子案の説明会において口頭でご意見を頂いた方が 49 人という風になっています。複数回ご意見を頂いた方もいらっしゃいますが、そういった複数回ご意見を頂いた方については一人という風にカウントしております。それから骨子案の説明会の際にアンケートを回収しています。その中にも骨子案に対してのご意見というのが複数寄せられています。意見の詳細については、後ほど資料 3 で御説明をさせて頂きます。事務局からは以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまのご説明に何かご質問はございませんでしょうか。参加状況をみるとやはり津波の来る恐れがある所が全般的には多いようには見受けられますけれども、高知市は少ないですね、何かありますか。

(事務局)

会場が多い所が市町村の方で自主防災組織のリーダーの方に、こういうものがあるよという事で、かなりお誘い頂いたところもあります。高知市の方はなかなかそういった事が対応出来なかったという事で、県のホームページとか或いはマスコミを通じて条例の骨子案の説明会があるという事をお知りになってこられた方がいらっしゃいました。各会の開催する曜日とか時間帯もちよっと違いがありますけれども、人によっては夜が良いと言う方もいらっしゃいますし、逆に土日の昼間が良いと言う方もいらっしゃるの、そこら辺は開催にあたってはちよっと難しかったところなのかなと言う風に考えています。

(岡村会長)

それでは、骨子案に対する意見等への対応についての検討に移ります。資料 3 をご覧ください。資料 3 は県民から頂いている多方面からの意見ですが、大きく二つのカテゴリーに分けております。一つは、条例の規定に係る意見でございまして、番号は 1 から 37、2 は、事業提案、要望等に関する意見で、番号が 38 から 71 になります。検討会の進め方と致しましては、条例の規定に直接関係する意見するが大切ですので、まず 1 の条例の規定に関する意見について 4 つに分けて更に検討していきたいと思えます。その 4 つは、最初に全体と第 1 章の部分です。次に第 2 章から 5 章まで、6 章から 8 章まで、最後に 9 章という風に、大まかに 4 つ位に分けて、順次説明して行き、それに対して 4 つの部門についてご意見をいただくと言う事で進めたいと思えます。よろしゅうございませうか。それじゃ、全体に関する意見等、第 1 章に関する意見についての検討をこれから進めさせて頂きますが、資料 3 の 1 から 12 ですね。説明をお願い致します。

(事務局)

資料 3 の方をご説明させていただきます。県民の方からは、様々なご意見やご質問を頂いておりますが、その多くのご意見については県内 10 ヶ所で開催をしました説明会で口頭により頂いたものです。ですので、条例に直接関係ない現状の地震対策の取組みに関してのご質問であるとか、或いは説明会の進め方に対してのご意見、こういったものについては、その場で回答させて頂いてご理解を頂いておりますので、この表の中には載せておりません。表の中に記載をさせて頂いております「ご意見の内容」という欄につきましては、事務局の方でご意見の趣旨が変わらない範囲で要約をさせて頂いて、また重複するご意見については纏めさせて頂いております。それからご意見について条例の規定に関する意見と事業提案・要望等に関する意見という風に 2 つにカテゴリー分けをさせて頂いておりますが、この区分についても事務局の方でご意見の内容から条例実行であるのか、そうでないのかを判断させて頂いて区分けをさせて頂いております。

それでは、ご意見の対応案について 1 から順次ご説明をさせていただきます。

まず 1 の条例の名称につきましては、ご意見としまして条例の題自体が県民の方に理解されにくいのではないか、南海地震対策条例といったようにもっと短く明確なものにすべきではないかというご意見が出されています。対応案としましては、条例の名称については、条例の基本理念を踏まえて、高知県南海地震に強い地域社会づくり条例というのが適当という風に考えているところです。ただ、引き続いて幅広いご意見を聞く中で最終的な判断をして行きたいと言う風に対応案では書いています。

それから 2 番になりますが、条例の対象という事でご意見を頂いています。高知県は、南海地震だけではなく直下型地震等の地震も懸念される事から条例の名称については「高知県南海地震等、地震災害」としてはどうかというご意見を頂いているところです。これにつきましては、最も甚大な被害をもたらす南海地震に備える事で、被害の軽減や地震の対応も可能だという風に考えていますので、この条例では対象地震を南海地震という風に考えて対応案を作成しています。

次に 3 番目になります。条例の適用時期についてのご意見なのですが、地震があった時点では、その地震が南海地震かという事を誰も認識が出来ないんで、地震発生後、直ちに知事が条例の適用の地震災害と認定するようにはどうかという風なご意見です。対応案としましては、激甚災害の指定等と違って、この条例は適用する・しないというものではない。たとえ発生した地震が南海地震でなくても、日頃から南海地震に備える事で、被害の軽減に繋がると言う事と、それからまた地震後の対応としても、その地震が高知県に大きな被害をもたらすと言う事であれば、当然にこの条例に定める内容を踏まえて対応を進めて行くという考え方にしておきます。

次に、4 番になりますが、条例の範囲とか各主体の役割についてご意見を頂いているところです。条例の語尾について、努めます等が非常に多く、しなければならないというのが非常に少ないのでは。それから細かい事については、マニュアルで定めて、条例の中では

もう少し絞り込んだ方がいいのではないか、条例は、総花的な感じがすると言う風なご意見等も頂いているところです。これについては、対応案の最後の方にありますが、今後、条例案を検討する際には、再度、語尾の使い方等が適当なのかどうかを検討しますと言う事で、条例案をする際に「努めます」なのか「しなければいけない」かといった事も、もう一回考えて行きたいと言う風に考えています。

それから、5番目の罰則の適用についてなんですが、何も規制がないのは条例ではないのではないかといいもの、それから、一人暮らしの方については、コミュニティに対して興味がなく、隣に住んでいる人も知らない人が多いので、条例では、ある程度の強制力を持たせた方がいいのではないかという風なご意見等も頂いています。対応案としましては、この条例は、自助・共助の主体的な取組を進めるための拠り所と言う風に考えています。県、県民、事業者、自主防災組織等の役割分担や仕組み等をこの条例に規定していますが、罰則をもって、自助・共助の取組を進めるというスタンスには立っていませんという事で、対応案を作成しています。

次に、6番目になります。ここでは、市町村の役割についてご意見を頂いています。骨子案については、全体的に市町村の内容が薄い。それから、市町村が役割で、県民が責務という規定の仕方について違和感がある等のご意見です。対応案としましては、地方自治法の改正によって、県の条例に、市町村に責務を負わせたり、新たに事務を生み出す事が規定出来ませんので、条例では、市町村の役割を定め、具体的には今後、市町村と連携しながらといったようなことで、また、市町村の行う・・・に対して県は支援すると言う事を定めていると。ご意見としては、市町村の課題もある、その条例がなかなか入っていないというご意見もありましたので、県が条例を制定した後は、市町村にも地域の課題や実態に即した地震条例を制定していただいて、地震対策の充実に努めて頂きたいと言う風に考えています。

次に、7番目になります。こちらも市町村の役割になりますが、この条例は、県民の生命、身体、財産の保護に大きな役割を果たすため、地方自治法の規定をこの条例においては除外する特別措置、法整備がないか、法律で定められているけれどもそれを特別法なんかで除外して、市町村の責務とかいったものを定めることが出来ないかというご意見です。対応案としましては、憲法第94条により、都道府県は法律の範囲内で条例を作る事が出来ると定められていますので、ご意見への対応については困難ですと考えています。

次に、8番目これは全体の構成に関するものなんですが、第9章については非常に大事で、ネットワークづくりや教育や地域作りは、お金かけなくても直ぐに取り組む事が出来るので、条例の構成上最後の方に持つてくると言うよりは、最初の方に規定してはどうかという風なご意見を頂いているところです。対応案としましては、第9章は、震災に強い人、地域、ネットワークづくりという、南海地震の被害を軽減する為に、基礎となる最も重要な項目ですが、実行するためには、まず、地震時や地震発生後に起こり得る災害や、不自由な生活をできるだけイメージし、事前に何をしておく必要があるかを理解していただく

必要がある。その為、第1章の総則のあとに、揺れ、津波、火災、土砂災害といった災害事象ごとに構成し、各災害事象を共通する取組として、第9章を規定していますと言う事を対応案としています。

次に、9番目になります。南海地震に関しては、「財産」を除いて県民の生命（身体）を守るのは行政の「使命」という風に捉えて下さい。「手助け」などという感覚で、そのために条例化しておかなければいけないと言う事ではだめです。

これに対して違った意見として、「地域防災力の強化」について、公的機関に頼らずに、自分たち（地域）で助け合い、災害に備える力を養っていくことを徹底させることが最も重要だと言う意見も頂いています。対応案としましては、南海地震のような大規模な災害では、広い地域で同時に甚大な被害が発生するため、消防機関や行政の対応能力が限界を超え、地震発生直後には、各地域に救助や救出などが行き届かないことが想定されます。このため、南海地震から生命や身体を守る為には、被害を減らすための自助の備えや、地域での救助活動などの取組が大切である。自助、共助、公助、それぞれの役割、役割としては、それぞれの役割が主体、或いは協力、支援という関係がありますが、それぞれに役割がありますので、役割を明らかにし、互いに連携して取組を進めていけるよう、必要な内容を条例に規定してると言う事を対応案として考えたいと思います。

次に、10番になります。責務の主体の並べ方について、「県の責務」「市町村の責務」「事業者の責務」「県民の責務」という風な順番にすべきではないかという事。それから、その責務規定の後に、行動計画というのをまず定めるべきではないかというご意見を頂いています。対応案としましては、この条例は自助・共助を基軸としているため、責務の主体をまずは県民、事業者から規定し、その取組を支援していく県の責務をその後に置いています。また、行動計画については、条例の各章で規定したことの实效性をもたせるために県の行う取組を定める内容ですので、最後の章に位置づけています。

次のページの11番になります。これは、県の責務についてご意見を頂いているんですが、軟弱地盤や液状化などの分からないところに住民は家を建てている。県民の命を守るという観点で県が持っている情報を公開するというのを責務としてほしい。具体的には県がいろんなボーリングデータ等を公共工事とっておるんですが、そういったものも公開してほしいと、公開するというのを責務に入れて欲しいという風なご意見です。対応案としましては、県民や事業者、地域が南海地震への備えや活動を進めるために必要な情報を提供することは、県の責務にあたるという風に考えています。資料の4の方を見て頂きたいのですが、資料の4の2ページの後段になりますが、第6の県の責務のところになります。県の責務としては、現在案では南海地震対策の計画的な推進であるとか、あるいは自助・共助の支援・ネットワーク作りというのを定めておりますが、これに加えまして3としまして県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します。また、その成果や情報については、「自助」や「共助」の取組の促進に寄与するため、公表に努めますと言う事で、県民の方からのご意見の趣旨

を踏まえて骨子案を修正したいという風に考えております。

次に、資料 3 の方に戻りますが、12 番になります。市町村の役割についてご意見を頂いております。市町村の防災対策の取組に格差があると、住民の命を守るために是正をする必要があるので、この第 1 章第 7 の市町村の役割というのについて「市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法をはじめ災害に関する全ての法令を遵守して」と言う風に修正をしてはどうかという風なご意見を頂いているところです。これに対しましては、法令を遵守することは、この条例に限らず当然のことであり、憲法第 94 条においても、条例は法令に反してはならないという風に定められていますので、この条例に記載する必要はないという風に考えています。尚、市町村の防災対策の取組に格差がないよう、県としても助言や支援をしていきたいという事で対応案を書いております。

全体の第 1 章については、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。条例の名称・対象、それに全体の構成ですね。それから、第 1 章の部分ですが主に県、市町村の役割等ですが。ただいまの対応案のご説明に関しましてご意見を頂きたいと思えます。

(上田委員)

ただいまの最初の 1 番の条例の名称についての意見が出ている訳ですが、前回は前の検討会でこういう名称に今なっている訳ですが、基本理念とか条例の全体の中に含まれている精神みたいなものが、自助・共助、事前にいろんな対策を構築して被害を出来るだけ少なくしようという発想だから、南海地震に強い地域づくりというのが一番前に出ている理由だと思います。それはそういう事で意味があると思いますが、また、地震が発生した時の対応とか、事後の対策とか、応急、復旧とかというものも全体としては含まれておりますので、ここはもう一度、例えば一般から公募する、条例の名称について条例の中身を本当に体现する名称を公募するという様な方法も考えてみたらどうかというような気がします。今後、意見を求める方法もありますので、その中に含めるとかいう事も考えていけばいいんじゃないかと思えます。私たちの検討会の協議の中では、あまりにもちょっと時間が少なかったようにも思えますので、一つ提案をしておきます。

(青木委員)

条例案の資料 4 のところで、県の責務の中に「県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します」という事ですが、自主防災組織とかその他住民がネットワークなんかで避難路だとかを集めます。それを作るために情報を、ここは県、市町村等だからそういう自主防災組織だとかもあるといわれればあるんですけど、その成果をもう少し具体的に、今あげたような避難路あた



りは書き込めないかなという事を思っています。それと言葉では「連携して」という意味が「調査、情報の収集等を行い」だから収集でいいですけど、県民のパブリックコメントなりどちらか分かりませんが、どういう趣旨で提案されたかわからないのですが、その点については、もうちょっと具体的に書き込んだ方が、どうせ修正するんであればいいかなと思います。

(岡村会長)

はい、他にご意見ございませんか。全体の流れとしては、なかなか一般の方は地震後の対応を重視する。やっぱりどうしても揺れ始めたらそれからは何も出来ないということまで理解されているのかということがちょっと良く分らないですけど、それまでになにをしておくかということが非常に重要なので、趣旨のそういう意味でこの条例に関してはあると思うんですが、事前の情報というのは、例えば色々これからも出てくると思うんですけど、非常に細かな地盤の情報という、要するに現在地震が来るまでにより津波が来る、或いは地盤が弱い所へ街が、更に実は作られつつあるという風な事が現在あります。そういうのに関しては、少なくとも行政的に事前にやはり県民の方へそういうデータを発信して頂かないと、一般の人は、ほとんど分らないという、土地条件なんて分からない。それに対してはここに書いてありますように、県の責務の中に、その成果と情報を地震防災対策に反映しますという形で、この事が具体的に県民の中でどういうイメージで捉えられるかというのは、理解がなかなか難しい所なんですけど。後は、流れを見てみますともうちょっと強制力を持たすような強い表現は出来ないかという。趣旨がやはり先ほどの地震を重視すると、そういう事も全体としてはあるのかなという感じ、ご意見の文書からはそういうふうに思います。

(事務局)

資料4の13ページご覧いただきたいのですが、具体的とする情報という風な事になると思うんですが、13ページの第9のところの県の広報や情報の提供という事で、2に県はということで「国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険ため池等に関する情報の提供に努めます」という事で、こういった情報或いは広報活動とか、そういったものを第9のところに定めているところです。県民の方から出たのはそういったものも条例の中には書いて頂いていると思うという事なんですけど、なおのことやはり情報を出すという事は、先ほど岡村会長からお話があったように県民が備える為に必要な情報というのも当然あるんで、そこを県の責務としっかり位置づけをして欲しいという風なご意見がっております。今、現在案の骨子を見直し振り返ってみるとそういった部分がやはり足りないんじゃないかという風なところもありますので、2ページのところの県の責務の3として追加をさせて頂いたところです。細かいこういった情報というのは後ろの方に書いておりますので、県の責務の方では基本的な姿勢を示すという意

味で3の内容を記載させて頂いています。国や市町村と連携をしてという部分については、地盤とか非常に専門的な部分については国でないと、なかなか県の方で調査するというのは難しい項目もございます。地震予知から始まっているいろんな事を国が高知県をフィールドにして調査・研究されておりますので、そういった部分と連携しながら調査を行う、或いは条例の収集を行う、それを県民の方が、自助・共助の取組に繋げて頂くという意味で公表していくという事を責務の方に定めているところです。

(上田委員)

この今の県の責務ところの追加の規定は、規定の仕方としてはいいかと思うんですが、具体的な事例でいいますと、この間岡村先生に私たちの野市町の地区へ来て頂いた時に、国土地理院が去年作成した何万年か前の地域の地層、旧河道であったり氾濫地とかいうのに、現在の私たちの住んでいる緑野何丁目かと重ね合わせて、それを住民に配って頂いた訳です。それを見ながらその地域をずーっと歩いて、ここはこうなっている、自分の家が旧河道に建っているという事も分る訳です。知ることによっていろんな対策をしなければいけないという意識も深まっている。逆に不安を与えてしまうかという問題があるかもしれませんが、しかし生き延びる為に必要な情報だと思っています。こういった情報を県が国とも協力しながら住民に提供していく、公表出来るものは公表していくという事が非常に大事だと実感致しましたので、こういう規定は必要だと思っています。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。国の方も、高知が南海地震では最大の被害を受けるという事を念頭においてそれに向上していきますので、国土地理院、国交省関連の役所ですけどそこも高知を真っ先に実は調査始めたんですね。それは、我々にとっては問題点という事で、そういう情報が県を通して更に住民にどう直接伝える仕組みというのが必要かと思えます。これからもいろんなものが出てくると思うんですけど、なかなか調査自体が県でやるというのは難しいのでそういう部分をやっていくというような事を分かるように表現をすべきではないかというふうには思います。他にございませんか。

それでは、次に、移りたいと思います。説明が早いのか長いのか、ついていけなくなっていますが、時間をちょっとだけ余分に頂いて考える時間をください。

次は、第2章から第5章に関連するご意見とその対応案でございます。お願い致します。

(事務局)

はい、資料3の2ページの13から20までご説明をさせて頂きます。まず13では、耐震基準の強化という事でご意見を頂いています。ご意見の内容としましては、マンションでは、建築基準法の最低基準を満たす程度のものしか建築されていない。軟弱地盤では、揺れが増幅するため、最低基準で建てられたマンションが倒壊し、周辺の住宅等に影響を与

えることがあるんじゃないかという風な事が心配されています。また条例の中では、地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合に、建築基準法によって厳しい耐震基準を設定する必要があるのではないかという風なご意見です。対応案としましては、現在の建築基準法における耐震性能は「大地震動、これは震度 6 強から震度 7 という風にとっています、それに対しては、建築物にある程度被害を出しても、倒壊等を防止して死者が出ないようにするといったことを目的としていますので、現行の建築基準法の基準で建てられた建築物は、地盤条件に応じた安全性の確認がなされており倒壊といった被害は出ないという風に考えているという事です。地盤の条件に応じた安全性の確認というのは、軟弱な地盤であれば杭を打ってとかという風な事も求められています。そういった対策が行われるという事になりますので、倒壊によって被害が出ないという風に考えています。

次に、14 になります。屋外における危険工作物についてご意見を頂いています。地震の揺れによる自動販売機の転倒防止については、業界団体として、据付基準の策定・周知などに取り組んでいるという事です。自動販売機は、安全に設置していれば、危険なものではないため、自動販売機が危険なものという誤解を招かないよう、条例の略称（危険工作物等）というのを見直して頂きたいという風にご意見を頂いています。具体的には、清涼飲料水の業界団体に東京の方から来て頂いて、業界の取組みなんかについてもご説明を頂いたところですが、据付基準を今年度策定して、それを周知していくという取組みをしていくという事です。特に条例の中で書いてもらったら困るという事ではない。ただ誤解を与えるという事については、というご意見を頂いています。対応案としましては、骨子案を修正する方向で現在検討中です。ちょっと時間がなかったので今回具体的な修正案については提示できませんが、修正する方向で検討をさせて頂いています。

次に、15 番になります。危険工作物の対策になります。ご意見として、危険工作物(特に受水タンク)については、管理者・所有者・県の努力義務をもっと強いものにして、強制力のあるものにして頂きたいというご意見です。対応案としましては、受水タンクや屋外広告物などの建築物に附帯する設備や工作物は、建築基準法施行令で耐震上の技術基準が定められていますので、現行の基準で設置された設備や工作物は、落下や転倒といった被害は出ないものという風に考えられますという風にさせて頂いております。

次に、16 番。津波避難に係る要援護者対策についてご意見を頂いております。津波からの避難等の項目に、災害時要援護者対策の規定があるのではないかと。それから自主防災組織で、地震が来たら高齢者や障害者の方について、助けて逃げるという事を話し合いもし、段取りもしているという事なんです、津波が来る地域なので、助けに行って津波の被害に遭うことも想定される。こうした地域では、どのように対応すればよいのかというのを具体的に行動指針的なものを示して頂きたいという風なご意見がっております。これに対しましては、地域によって津波の到達時間や、援護が必要な人数、高台までの距離など、状況が違いますので、高齢者や障害者の方を津波からどのように助けるか、守るかについて、統一的に条例で規定をし、各地区にお示しするというのは困難です。各地域で、津波

避難計画づくりを通して、津波からの避難方法を話し合ってもらって、どのように助け合うのかを決めて頂くという事が重要と考えますという風に対応案を作成しています。

次に、17番。津波避難ビル等の規定についてご意見を頂いております。緊急避難場所（津波避難ビル等）について骨子案に規定をされているという事ですが、避難の際に、施設や設備などを壊してしまった時に、県民が負担を求められないように条例で規定をして頂きたいというご意見です。対応案としましては、津波避難ビル等の指定は、市町村が行なうという事で、指定にあたって、市町村とビルの所有者等との間で協定を結ぶこととなります。国のガイドラインでは、破損については、市町村が費用を負担することを原則としていますので、条例で規定するのではなく、個別に協定を結ぶ中で、所有者等と費用負担の取り決めがなされます。指定された津波避難ビル等については、市町村において、場所や破損した場合に負担が求められないことなどを、住民の方に周知をしていくという風な事に対応案に書いております。

次に、18番。津波漂流物対策についてです。ご意見としましては、木材などの漂流物の対策については、第9章第1節第2の中で、事業者の備えの一つとして例示していると、須崎市の街については、過去の津波で、壊滅的な被害を受けているため、第3章これは津波の項目になりますが、そこに位置づけて、被害を防ぐための対策を重点的に取り組んで頂きたいというご意見です。これに対しましては、資料の4をご覧頂きたいのですが、資料4の6ページの第6でアンダーラインを引いておりますが、漂流物によって更に津波の被害が拡大するというのも懸念をされる場所ですので、この第6のところ漂流物の対策を入れたいという風に考えています。具体には3としまして県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めますという事で追加をしたいという風に考えています。これを追加する事によりまして、第6の上部見出しにあたる場所なんですけど、今までは津波避難に係る県が管理する施設の点検等という部分が見出しにつけておりましたが、それを津波の進入による被害の軽減対策という風に修正をしたいという風に考えています。

資料3に戻りまして、19番についてご説明をさせていただきます。都市ガスの関係で住民の方からご意見を頂いております。都市ガスについてガス漏れのおそれがある場合、住民でガス管の弁を締めてガスを止めたい。そういう事に対応できる事を条文に入れてほしいというご意見が出ています。対応案としましては、ガス事業法ではガス工作物の維持管理は、ガス事業者が行うという事になっております。ガス主任技術者の下で教育された者が運転操作を行う必要がある事から、住民の判断で勝手に遮断するという事が認められておりませんので、条例にご意見の内容を規定する事は出来ませんという風にしています。因みに、地震時における都市ガスの緊急対策としましては、県内のガス事業者の場合ですが、地震計で60カイン以上のSI値が記録された場合又はガスの製造所若しくは供給所ガスホルダーの送出量或いは主要整圧器等の圧力の大変動により供給の継続が困難な場合については、保安統括者の指示で、ガスの供給を停止するという事を取り決めています。同時に、

ガス管については複数箇所ブロックに分けた単位がありますので、その単位でもガス事業者側でバルブを遮断し、供給を停止することになっているという事をお聞きしています。

次に、20番になります。環境汚染についてご意見を頂いております。地震後、工場を解体した場合に、アスベストが飛散する可能性がある。地震時の環境汚染に対する対策が重要であるというご意見を頂いております。対応案としましては、アスベストに限らず、健康や環境に影響を及ぼす有害物質は、法令で、様々な規制がなされています。地震時には、こうした有害物質が飛散や流出することで、被害が拡大する恐れもありますが、被災の実態や可能な対策など、非常に専門的な判断が必要になりますので、個別の法令を改正して、対策を強化すべきという風に考えていますという風に対応案に書いております。

事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、13から20までのご意見の内容と対応案の関係です。ご意見ございますか。

(半田委員)

内容のことではないですが、この対応案というのは、どのように一般の方にお示しするのか、その方法を教えて下さい。

(事務局)

条例の説明会の時に出た意見が多く、手紙やメールで来たものが11通という事になります。お一人お一人に返すというのはこういった趣旨のものは難しいので、説明会で頂いたご意見については、その場でいきなり意見が出てきたので十分な答えになったかどうかは分かりませんが、ある一定の答えはしております。その答えに沿って今回の対応案を纏めているので、まとめたご意見については、ホームページに載せてお返しをしたいと思います。

(岡村会長)

ほかにございませんか。

私の方からお聞きしたいのですが、14の屋外における危険工作物で、ここでは質問は自動販売機と出てきているんですが、実は屋外の危険物はこれだけじゃなく、看板等もございまして。これに関しては、法令というのはどうなっていますか。今、一般的に言えば私の印象としては、設置時はそれなりにあるのかもしれませんが、経年劣化とか、特に潮が飛ぶところは、すぐボロボロになりますので、こういう点に関してはあんまりチェック機能もないですし、そういったものも含めてですけど屋外設置物に関しては、ビル自体には規定はあるんでしょうけど、いかがでしょうか。いつも地震の際に問題になっていつもうやむやになるんですよ。平常時においても、この前東京でしたっけ、看板が落ちて死者が出

たり、怪我人が出たりするんです。地震の時には、それが一斉に起きるんで逆に見逃されるというか、あまり注意喚起になってないんですが、しかしビルが倒れたりする事の方が被害が大きいのでそっちに目が行ってしまって、屋外の物については、なかなか反省が出来てないという事になってしまっている。何か規定にありますかね。

(事務局)

建築基準法の中で、建築物或いは工作物等の規定があってその中では当然設置する際の基準というのは定めて、維持管理しなければならないという事は定められているようですが、具体的にその手続きとか、具体的方法等までは踏み込んで定めていないと言う事みたいなんです。この条例の中では、事業者の備えの中で人の生命・身体への被害を最小限に抑えるための施設・設備等の適切な管理という事を書いていますので、具体的な手続きやなんかという事ではなしにそれぞれの事業者にそういう視点で管理をして頂きたいというのもこの条例の中に規定をしているという考え方で対応しています。

(岡村会長)

はい、わかりました。

(青木委員)

13番のところの条例自身ではなかなか難しいでしょうけど、こういう不安というのは意外と地質・軟弱地盤の問題とかいろいろあったり、津波の場合であれば津波予防の防壁ですね、そういうのを運用規則なり手引きのところでも市町村なりが上乘せ条例のような形のを示唆できないか、望ましい所ですよ。対応案の方でこういった説明をすると、要するに、建築基準法の基準で建てられた建物は、いろんな条件があっても被害は出ないものと考えられますという法律の説明をしていいのかなという事があります。そういう意味から言えば地域の特性だとか、今の経年劣化の問題だとかも含めて、建築基準法というのは、基本的には作る時の許可の時の基準、その後は実際には望ましいけど、調べると言う事まで手が回りませんということは解かりますが、もうちょっと南海地震条例という特性に構えた形で個別地域の特性を知って、上乘せなり横出しなりの法的整備というか、条例の关系的なものの可能性を示唆してもいいのかなという事を思いました。ただ、建築基準法で新基準だったら安全ですというだけでいいのかなという疑問です。条例には書けないところなんですけど、運用の中でなんかでそういう特性あったものは活かす方法をみんなで工夫して作っていきましょうというような感想です。

(岡村会長)

私も賛成ですね。法律があるからつけますというのではなくて、条例の趣旨としてやっぱり県民はじめ地域とかいう事ですので、そうなることやほりもっと細かな状況を知ってお

くと言う事の大切さを言っておいた方が、そういう言葉をもし盛り込めるのであれば、そういう工夫というのがあってもいいんじゃないかと思います。軟弱地盤であっても軟弱地盤に応じた建て方をしているであろうし、それが建築基準法に沿っていけばそれでいいんだけど、やはり揺れはひどくなる訳で、もちろん、軟弱地盤には軟弱地盤、それは建築基準法に沿っていけばそれでいいんだけど、やはり揺れはひどくなるわけで、住み方なんかも考えなければいけない。家具の置き方一つ考えなければいけない。そういう情報はやはり共有していかないと、作る側の論理だけでいいんだということでは、利用者側の視点というのは当然入ってこなければいけない、それに対する対策が必要であると言う事ですね。そこらへんを対応していかないといけないし、そういう趣旨を盛り込んでいくと、突き放した感じがない表現で書いて頂ければと思います。軟弱地盤のことですが、軟弱地盤といっても、何もへドロの上に家を建てているということではなくて、高知の中の新興住宅地のほとんどが山側にありまして、それが谷の下部分もあるし、岩盤を切ったところもありますし、そういう情報がやはりそれが直ちにどうだとはいえないんですが、少なくともどういう地盤の条件かみたいなものは知っておくにはこしたことはないですよ。だから将来的にはそういった法律ではなにもしてあげられないけど、何が起こり得るとかそれに対して知りたいと言う事に対して、上部機関が情報を開示するという事に積極的に繋げていくという仕組みというのは、趣旨としては、必要というふうに思います。

(多賀谷委員)

全体的に今のような考えで行うと、今のお話だけではなく相当量あると思います。その辺の程度まで入れて行くかという事が問題だと思うんですよ。高知県の特殊な状況というか、そういうものというのは他にもいっぱい、高知県だけではありませんが、要するに国の法律で決められた範囲でやってもダメなものというのはいっぱいある訳です。それはもう分かっているものはある訳で、そういうものも含めて何か上乘せか横出しか知りませんが、やや厳しい条例にするというのは、それはそれで意味があると思うんですが、その次に難しいのは、じゃあどの辺までをそういう範囲にするのか、或いはどういう表現にするかという、そこら辺りが難しいだろうと思うんですよ。しかし、いずれにしてもあまり国の法律で言っているからいいという言い方をすると、何の為の条例だと言う感じもせんでもないんで、その辺の工夫はどうしても必要じゃないかなという気がします。

(小野委員)

ナンバー18の漂流物のところですけど、新しく組み入れたと言う事ですが、私も須崎のところちょっといまして、川が逆流して木材がたくさん流れて来たという話を聞いた事もあるんですけども、軽減をする為に、発生対策の推進に努めますということですが、ちょっと分かりにくいなと思うんですが。

たとえば普段から何かそういうことを色々と努めていくという事ですよ。

(事務局)

ここでは事前の発生対策という切り口で書いております。発生対策としては、要は漂流させない、例えば木材であると今須崎の方ではワイヤーロープで止めるという取組みをしています。それがどれ位効果があるのかというのは、なかなか難しいところではありますけど。それから、漂流をした場合に、あるところで停めるという、フェンスというかですね、そういうのを作ってそこから市街地に入らないようにするとかです。そういった取組みをしているところです。漂流物に対してどこまで盤石な対策が取れるのかというのは、そこはもう各地域、地域でいろんな試行錯誤をして行きながら取り組んでいるところで、ただそうは言いながらも過去の地震津波でこういった漂流物で被害を受けていると言う実態がございますので、出来る対策をして行く必要があると言う風な事から、ここに追加で規定を織り込ませて頂いているところです。具体には先ほどのご説明したような内容を更に進んでいくと言う風な事になります。

(青木委員)

さっき腑にちょっと落ちなかったと発言した事と絡むんですが、最近すごく大学とか教育なんかで、連携という言葉を使います。主語が今の直線的には木材の表現のところなんですけど、「県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して」とありますが、前であれば協力してだとか、どちらが主体かという事がはっきりし責任とかがはっきりしていましたが、最近意外とぼかした意味で、具体的に見えて無い事まで連携とかを少し使われてくるので、法令用語としてはちょっと僕は疑問に思う部分があります。それもさっき引かかったところなんです。要するにここで言えば、漂流物の発生対策は連携してというのは、要するに主体は県ですから県が何をするのというのが見えて初めて協力するだとかという事が見えてくるのに、あたかも誰もがなかよしで携わってやれることだけやりましょうと言う風に連携という言葉は最近すごく増えていて、無責任体制というか、従来だったらやっぱり法令で言えば誰が、どの範囲で何をするかという権利義務関係じゃないんだけど、権限と呼ぶんですが、そういうものが見えて来る言葉で、本来僕は難しい言葉では規律力というんですけど、そういうものが見えてこない。やっぱりここで地震の発生減をする為に県は何をするのか、市町村、国、事業者等は、どう分担するのかという事をやはり見えるようにしてあげると言う事が大切なんじゃないかなと思います。この条文読んでたとえば第 6 だったら県はうんぬんと書いてある時に、県は何をして、市町村、国、事業者等は、それにどういう形で連携をするか、協力しあって責任を分担しあうのかという事が、一定見えてこないとやはり努めると言う事は、みんな出来る事だけやればいいのかというのしか見えてこないのかというので、さっきの私の発言したところの他の質問とは違う形で終わったのはその辺りで、用語としては連携というのは、使っていい場合もあるけれども、ここではやはり使うと義務関係がはっきりしな



いので、あいまいにぼかす為の連携になってないかなという危惧をしております。

(岡村会長)

はい、小野委員からのご意見を、趣旨はそのようなことが入っていたように思うんですけど、この前の意見は、住民ではないですよ。だから、行政と事業者の関係が主体です。でももう少し具体的に或いは動かさない方がいいんじゃないかというご意見ですけど。

(事務局)

この主体がどこなのかというと、例えば県が管理する施設もありますし、それから市町村・国それぞれが管理する施設で、その漂流物が発生するというような事もあります。発生源としては事業者が事業活動をするそのものが流れ出て、例えば木材だとかコンテナであるとか、そういった物が流れていると言う風な事があります。様々な主体が、この漂流物の発生対策を進めていく必要があるんだという風に思っています。具体の取組みについては、それぞれの地域、地域で取り組める事が違ってくると思うんです。そういった意味でなかなかここに市町村が何を、国が何をすることを個別具体的に解決するのは、なかなか難しい。ただ、漂流物の発生対策をやっていくという事は、非常に重要だと言う事からこういった表現で、あまり具体性が書かれていないと言う風な事のご意見かもしれませんが、やっていく必要性が、と言う事で位置づけをさせて頂いているところです。それから、青木委員の方から連携と協力の使い方という風なご意見もあったところですが、そこはこの条例の中では、協力というのを連携で全部済ませているというところがあるので、そこを表現の仕方というか用語の使い方、これについてはもう一度連携がいいのか、協力がいいのかと言う事も含めて、全体を通じて見直す必要があるのかと言う風には、今感じています。

(岡村会長)

はい、ほかにございますか。では次に移らせて頂きたいと思います。それでは、第 6 章の 1 から 8 章にかけての意見でございます。それでは説明をお願い致します。

(事務局)

はい、資料 3 の 2 ページ 21 番から説明をさせていただきます。21 では、自衛隊からの応援についてご意見を頂いております。自衛隊への災害出動要請を条例に規定するべきではないかと言う事。それから、自衛隊との災害時の協力体制について事前に協議して、その具体的内容を公表して頂きたいというご意見を頂いております。対応案としましては、阪神・淡路大震災以後、自衛隊法第 83 条の規定によって、一定規模の地震では自治体からの要請がなくても自衛隊独自の判断で災害派遣ができる制度となっています。自衛隊などの応援部隊の派遣や食料・飲料水等の物資の支援などについては、中央防災会議において、東南

海・南海地震応急対策活動要領及び同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画がまとめられ、公表されているところです。この中では、具体的に物資とかそういった物はどれ位の量を高知県に支援をするとか、そういった具体の数なんかも定められていますが、高知県においては、現在こうした国の応援を受け入れるための計画づくりを進めていますので、作成後については、その内容を公表していくという事で対応案を作成しています。

次に、3 ページ、22 番になります。県外から応援と言う事で、近隣の都道府県と、地震発生時の救助活動や救援物資の調達等について連携できるのではないかという風なご意見を頂いています。具体的には先程もご説明したように、国の大きな枠組みの中でこういった支援をするというのは示されておりますので、具体の取組みなんかも進めているところなんですけど、ちょっと表現が足りないので骨子案を修正したいと考えています。資料4の8ページをご覧ください。国や他の都道府県からの応援を受けられる為の体制を整備するという事で、今計画づくりなんかもしております。第6章の第1の4のところになります。修正をして書いておりますが、ここに県外からの応援の受け入れ体制の整備などと言う事で、ここでは、応急活動体制の確立に努めますと言う事に、今の例としては、実践的な訓練とか応急活動に必要な資機材、人員、土地と言う事で例示を挙げていたんですが、これに加えて県外からの応援の受け入れ体制の整備というのをここにに入れております。

資料3の方にお戻り下さい。23になりますけど、避難所生活に関して、避難所の共同生活のルールづくりも条例に入れておくべきではないか。或いは避難所のトイレについても大きな問題なので準備しておく必要があるのではないかという風なご意見を頂いています。対応案としましては、第6章の第1の方では、県は、地震が発生したときに、避難所の設置・運営などの応急対策を行うことを、また、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動が行われるよう、あらかじめ応急活動体制の確立に努めることを規定しています。避難所生活での避難者同士のルールづくりやトイレの対策というのは、過去の震災でも教訓に残される重要な対策の一つと言う風に考えておりますので、応急活動体制を確保する具体の取組として、今後、実施していきますと言う事で対応案を作成しています。

次に24で、災害時の医療体制についてご意見を頂いています。地震発生時に医者が足りないのではないか。治療が受けられようしっかりとした対策を立ててほしいというご意見を頂いております。対応案としましては、骨子案では、第6章第1に応急活動の一つに医療救護活動の対策を位置づけ、あらかじめ活動体制の確立に努めることを規定しています。高知県では、「高知県医療救護計画」を作成し、災害時の医療について仕組みを作っておりますが、今後、この計画に基づき、災害時、実際に医師をはじめとした医療が充足できるのか、負傷者をどのように搬送するかなどの課題を整理しながら、必要な対策を行っていきますと言う事を規定しています。

次に、25番になりますけど、AEDの活用についてご意見を頂いています。心臓停止に対する救命処置としては、AEDが有効であるが、条例の中で事業者がAEDを備えるなどを規定してはどうかというご意見です。対応案としましては、地震発生後の応急活動の時期に、AED

がどの程度効果があるか、当然停電とかの状態になりますし、それからそういった患者がどれ位いるのかと言う部分、そういった事も含めて専門家などの意見も踏まえて検証する必要があると言う風に考えています。また、AED については、地震時だけに使うのではなく、平時においても一人でも多くの命を救うために、公共施設だけでなく、県民が多く立ち寄る民間施設などへの AED の設置を広め、正しい使用方法を多くの方に知っていただくということが必要ですので、地震対策として進めるのではなく、救命救急の対策として取組の充実に努めていきますと言う事で対応案を作成させて頂いております。

次に、26 番になります。緊急輸送活動としてご意見を頂いています。道路が不通であったり分断されたままでは、食料であれ、飲料水であれ供給できないため、条例案の中に被災者への食料と飲料水の供給等の対策を行うと共に、これにおける道路の円滑な復旧を速やかに行うものとすると言う風に修正してはどうかという風にご意見を頂いております。これに対しましては、ご意見の趣旨につきましては、第 6 章第 3 に緊急輸送路の確保というのを書いております。負傷者の搬送や応急活動に必要な物資人員と物資の陸路、海路、空路による輸送の確保に努めることを規定していると言う事で対応案を作成しています。

次に、27、金融措置についてご意見を頂いています。被災者への現金供給は、金融機関にとって責務と考えられる。第 7 章第 1 の復興対策の一つに、金融の措置を入れるべきではないかという風なご意見を頂いているところです。対応案としまして、大規模な災害が発生した場合には、各種の金融特別措置が実施され、通帳・印鑑なしで預金の引き出しが可能となるなどの対応が取られることが、災害対策基本法に基づき作成される日本銀行の防災業務計画に規定をされています。また、県内では南海地震対策金融連絡会議を設置しており、この中で南海地震発生時において円滑に現金を供給する体制を確保し、各種の金融特別措置が実施されるよう具体の対策が検討されています。現金の供給は、県民生活や企業活動に大きな影響を与えますので、重要な対策の一つですが、こうした対策が既に進められていますので、条例で規定すべき事項ではないと言う風に対応案を考えております。

次に 28、復興における他法との関係と言う事でご意見を頂いています。震災後の復興では、都市計画法或いは土地収用法等によって立ち退き、強制執行の例が多くあるので、この復興の第 2 の 2 の末尾に「災害に強い街づくりの為に、個別に、国内法が適用される場合がある」。趣旨としては、強制執行等もされる事がありますよ、というのを入れてはどうかと言う風なご意見になります。対応案としまして、復興に限らず、すべての項目において、法律の規定があれば、条例より優先して適用されることとなります。地震発生後には、復興に関する「被災市街地復興特別措置法」や被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律など様々な法律が適用されますので、適用される法律を、条例で規定する必要はないと言う風に考えています。

29 番になりますが、住宅再建への支援と言う事でご意見を頂いています。被災にあっても安心できるような支援制度が必要だと、それから、住宅を再建するためには、資金面でも公的なサポートが必要だと言う風なご意見を頂いているところです。対応案としまして、

被災した住宅を再建するためには、多額の費用がかかりますので、被災者生活再建支援制度という公的な支援制度を作っております。現行の制度では、住宅の建替費用が対象にならないなどの問題点があるため、平成20年の制度の見直しに向けて、全国知事会や内閣府で検討されております。県独自の支援制度を作っている自治体もありますが、公的な支援だけで住宅を再建するのは困難ですので、あらかじめ、被害が少ないよう住宅を耐震補強したり、地震保険に加入するなど、自らの備えも大切です。自宅を再建できない方については、復興住宅を提供することになります。県独自の制度については、今後、被災者生活再建支援制度の見直しや、自助と公助の費用負担のウエイト、これは公的な費用だけで家を建て替えると言う事は出来ませんので、自助でどれ位備えるのか、公助でどれ位支援をするのかといった費用負担のウエイトをどうするのかなど、課題を整理し、慎重に議論する必要がありますので、条例では、第8章第1の3で、あらかじめ、被災者の生活再建支援などの方法を検討すると言った事を規定させて頂いております。具体には慎重な議論をしてどうするのかというのを決めて行く必要があると言う風に考えています。事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、大きな3について、今の説明について対応案を含めてご意見をいただきます。

(青木委員)

ナンバー28のところ、先ほどから言っていることと重複するんですけど、一般的な対応案が公表されていく時に県の姿勢とか、条例をどういう姿勢で作っているのかというのは示されると思うので、その冒頭のところはちょっと変えて頂きたい。復興に限らず、全ての項目において、法律の規定があれば、条例より優先して適用されることになりまして、これは一般的には言える部分があるんですけど、最初の検討会で言った事ですが、今は法律、行政法だとかその他の世界で言えば、法律で規定があれば条例より優先して適用されることになりましてという規定で、これは阪神大震災だとかそういうところでも、だいぶ問われた訳で、このままで公表して欲しくないなど、こういう形でいうともう要するに条例はいらぬのではないかと言う事が全面にやっぱり出てきてしまうと思うんですよ。これを使ってどうするかというので言えば、法律だったら機械的に条例でやって、法律で全てが規定されていない事が明らかになっている訳ですから、個別事情そういう意味から言えば条例とそれこそ連携じゃないけど補足し合いながら、どうしてるのかというのが必要だったから条例を作っている訳なんで、こういう風に一般的にちょっと法律先占論と用語では言っているんですけど、これを一般化して書くのは、もうちょっと慎重にして欲しいなと思います。それは、さっきの地域の上乗せだとか、横出しだとか、条例を作る法令との調整の取り方、抵触の処理の仕方というのは、色々あると思うんですけど、この条例はやっぱり法律で不十分なところ、または高知特有の地域の特性があって必要なこ

とを条例で書こうとしている訳ですから、そういう面について言えば一般論をここであまりこういう形で書くのは、ちょっと誤解を招く、これが対応案で何の為に検討していたのかと言う事を問われるような説明になりかねないと思います。書くのであれば条例の意義を、必ず条例を優先しろとはならないんですけど、地域の特性や法令で欠けている部分だとかを条例で規定して行くという事の大事さをもっと言うべきなんじゃないかなと思います。それだから下の所に先程と同じ、法令で書いてあるから全て安全ですというのを言い切るスタンスでというのでいくと条例で規定する必要はないと考えますというのが、ところどころ出て来るんですけど、あまり杓子定規の説明にすると県民からみたら何の為に条例なのと言う事が問われる言葉にとられかねないんじゃないかなと思いますけどね。

(岡村会長)

はい、ただいまの意見に対して、私もそのとおりで、先ほどの趣旨のスタンスが法律だからということですが、条例はそれに対して補完するなり、補助するなりあるいは少し高知県の現状に応じたものを運用して行くと言う形で膨らませないと条例を作る意味がないと、膨らませる為にやっているんで、法律があるからいいんだという書き方はやっぱり条文としてかなり抵抗がある。これはご検討下さい。ぜひお願いしたい。

(事務局)

表現については、次回の検討会で修正したものを確認頂きたいと言う風に思います。中には、法律で専門的に判断しなければならないという部分がありますので、横出しとかそういう部分が現実的には困難だという風な部分も多々あるかと思いますが、県民の方にお返しする対応案としては、適性を欠いている部分もあろうかと思しますので、そこについては、ちょっと表現を考えたいと思います。

(岡村会長)

はい、お願いします。ほかにございませんでしょうか。私の方からも2つほどお願いしたいんですが、24番の災害時の医療体制と言う事で、確かに初期救急・救命活動特に初期医療に関する事なんですけど、やはりちょっとあまりさらりとしすぎていて、現実がなかなかついていけないと言う事が見えて来ます。今の県の体制は、ちょっと関わる事があったんですけどもこれに関して、県としては医師会を窓口にしてやっておられるんですけど、平成13年以降のデータが出て来ているんですけど、それとほとんど無関係に、以前の体制をそのまま実は踏襲しているんですね。全くその例えばその中に規定されている災害時拠点病院というのが、規定されて15あるんですけど、実は私が見た時にはその内11は浸水地域なんです。これは、自分達の入院患者の生命維持さえも危惧されるという事が発生する。それが救急病院なんていうのは一体どう言う訳だという、これがまた修正されずに、そのまま何か実行されているんです。これを見直すとなると、膨大な見直し作業が必要で、時

間もお金もかかると言うのは分るんですけども、これも何年も経つのにこういう状況で放置されているというのは非常に問題で、高知県にとってやはりこれはその部署に対して危機管理からもっと指導性を発揮して頂かないと駄目ですよ。これは、しっかりやって頂かないと。或いはこの会の意見でもいいんですけど、全然実態にあっていないんですよ。今非常にびっくりしています。前例踏襲、前例踏襲と来ていまして、医師会の方にもやる気があるとは私は思わないんだけども、でもこれはどうかして頂かないと、これは前例では駄目ですよ。もっと危機意識を持って徐々にでもやって頂かないといけない。これは、漠然とした不安が住民の中にあるんじゃないかと思えますよ。浸水地域があるのに、あそこが救急病院というのは、どういう訳ですかという意見は、みんな持っているんですよ。一方では、知っておられる訳ですよ、というのは、なんのそれに対する具体的な対策というか、或いはこういう風にしたいというか、した方がいいとか、救急病院を見直すとかっていう事に全然繋がっていない。やっぱりこういう部分も非常に大きな問題だって事ですよ。その怪我人を地震後、死者にしていけないというのは非常に重要なんで、これはもう強烈に、条例手続きで担当部署には言って頂きたいという風に思います。これは、かなり問題が大きいですよ。

それから、もう一つ、茫洋とした話なんですけど、また新潟県中越沖地震を経て出ております。国のレベルの話なんですけど、県もどういう風に考えるのか、所謂、リバースモーゲージというのがあります。お年寄りに耐震補強しなさいといっても、60万のお金を出すと言う事が出来ない訳です。それが、どんどん進行している訳です。全然出さないじゃないかと、結局お金がなくて改修出来なければ、死ななければいかんのかという結果が出ていますので、一つは、その土地とか家を、家は担保にならないかもしれませんが、土地を担保にして逆保障ですね、自分がそれで亡くなった場合にはその時の前提で、生きてる間にそれのお金で例えば補強してもらおうとかいう方法があるというか、そういう考え方があるんですけど、またぼろぼろとちよろちよろと出て来るんですねそういう考え方。お年寄りがどのような状況に既に入ってきている、高知県も高齢化の最進県という、進んでいると言う、そうなる事も分っているんだけど、手が出せないという状況ですよ、現実的な。リバースモーゲージの考え方を何か。条例案の考えに直接的には繋がらないんですけど、少し工夫をしていかないと、国に要求するなり、考え方を高知県ではこういうやり方もありますよと出していかないと、結局死者を減らさない。住宅倒壊死者と言う形のものには減らせない。或いは津波を加えると津波からの死者を減らせない。何か、出来ませんか。ご検討をなさった事はございませんか。

#### (事務局)

リバースモーゲージは、7、8年位前に介護保険かなにかの関係で、生活が出来ないと言う事で、それを担保にしてやろうと言う事で、高知県内で検討した経過はあります。その際に比較的その高齢者の住んでいる資産価値とか、それからこれは社会福祉協議会等

も色々入って頂いて経過もあったと思いますけども、全部を承知していませんが、ちょっと都市部と較べて、その制度を運用するのは資産価値も含めて少し難しいんじゃないかなと言う事で一度検討は致しましたけれども、少し都市レベル的にリバースモーゲージをその財産を把握してやると言う仕組みを検討したものの高知県では少し導入が難しいではないかなと言う事での経過はありますけれど。なかなかご存じのように、例えば沿岸部の高齢者の状況を含めて、その資産価値で本当にそこまで出来るものなのかと言う事も含めて、ちょっと県内では難しいかなと検討した経過はあります。

(岡村会長)

そうですね、高知市内ならまだしも、一部可能かどうか。

(事務局)

ですから、今やっている所も、東京都の区域というのに限定されています。ただ、今回も中越沖で少しそれをやってはどうかという受け止め方。国の高齢者の耐震計画の中で、もう一度考え直してはどうかという話もありますけれども財産価値の問題が。

(岡村会長)

ただ、仰るとおり、担保となるのは土地ですので、価値がなければ何も貸して頂けないと言う事も目に見えています。

ちょっと休憩と致します。

(再開)

(岡村会長)

はい、それでは、お揃いになったようですので、4番目の方へ行きたいと思います。30番からですね37番まで、第9章からその他に至るまでの説明をお願い致します。

(事務局)

はい、まず30番から順番に説明をさせていただきます。30番目は、事業者の備えについてご意見を頂いております。事業者に義務づけすべき内容については、各事業者が実施をされているのかという有無を公表する方がいいんじゃないかなと言う風な事。それから、事業継続計画を含めて南海地震対策をした事業者に対してその認定(証)の制度を設ける必要があるんじゃないかなと言う風なご意見を頂いているところです。対応案としましては、具体の取組状況を公表するという事は、効果がある一方で経営などへの影響も大きいと言う風に思われますので、慎重に対応すべきと考えております。また、事業継続計画は、国際標準規格化の動きもありますが、事業継続計画だけでなく、事業者の防災の取組について、

行政が評価をし、認定或いは認証することについては、業種や企業のおかれる経営環境などによって、必要な内容や対応方法などが大きく違う事から、困難だと言う風に考えます。現時点では、事業者自らが取組を公表したり、県などが先進的な取組事例を紹介することで、取組を広げていく方法が有効だと言う風に考えておりますので、業界団体などと連携し、今後、その仕組みについて検討していきますという対応案にさせて頂いております。

次に 31。訓練の実施方法についてご意見を頂いております。地震や災害は、夜間であったり、まだ夜も明けていない明け方に起きたりもすると言う事で、訓練の実施について、防災訓練の実施(昼間と、危険を伴わない範囲で夜間にも行うことが望ましい)という趣旨で修正してはどうかと言う風なご意見を頂いているところです。これにつきましては、資料の 4 の 11 ページの方をご覧頂きたいですが、資料の 4 の 11 ページ、第 3 の自主防災組織の活動の推進のところの 2 になります。2 の(3)になりますが、ここで現在の骨子案では、防災訓練の実施というのを規定しているところです。防災訓練については、津波の避難訓練についても位置づけをしておるんですが、第 3 章の津波避難訓練のところでは、開催する時間・時期等さまざまな想定と工夫の下に行うと言う事を規定しておりますが、それ以外の区域で行うものについては、こういった事が触れられてないと言う事で、この自主防災組織の訓練についても開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施と言う風に修正をさせて頂きたいと言う風に考えております。

資料 3 に戻りまして、説明を進めさせて頂きます。4 ページになりますが、32 番になります。南海地震対策推進週間についてご意見を頂いております。この南海地震対策推進週間を国の防災週間に合わせているが、国の忙しい時をはずしたほうが支援がもらえるのではないかというご意見です。それから、この時期については、県内の一斉訓練、或いは自主防災組織も各地域で訓練をすると言う事で、一番関心も高まる時期。そういう時期に推進週間を設けなくても、また別途半年くらいたった時期に、油断する時期なんかに設けてはどうかって言ったご意見等も頂いているところです。対応案につきましては、南海地震対策推進週間(8月30日～9月5日と予定を立てていますが)これ以外にも、現在、県では、防災関係機関と連携した訓練や災害対策本部の訓練など様々な訓練を行っておりますし、自主防災組織の訓練も、時期や時間など様々な想定で、行う必要があります。推進週間を定めることは、県民や事業者、自主防災組織などにおける南海地震への備えや訓練が、全県的な運動として広がり、習慣となるよう、動機付けを行うことが目的になりますので、みんなが参加しやすい時期の設定が必要だと言う風に考えています。この8月30日～9月5日を定めたと言うのも、理由としては、下に①、②、③と書いてますように、一つは、自主防災組織の役員とか事業所の防災担当者の交代時期やその直後を避けるということ。また、事業者にとって忙しい暮れの時期等を避けるということ。或いは地域のイベント等を避けるということ。こういった事様々な想定をして、国の防災週間の防災に対する関心の高まった時期に、南海地震対策の観点で取組や備えを見直していただくことが良いのではないかと言う風な事で、この時期にさせて頂いております。特に、この



時期は、平成 17 年度から自主防災組織が主体となった訓練を行っているという事で、半ば全ての自主防災組織、まだ立ち上がってないと言うところもありますし、立ち上がっているところでも、参加をして頂けないというところもありますので、全体的に広げる必要もあるという事から、この時期に南海地震対策推進週間をもって来たと言う風な対応案とさせて頂いております。

次に、33 番になります。災害時要援護者の支援としまして、災害時要援護者を優先して避難所に収容する対策を考えおいて、事前に、周知しておかないと、過去の震災でも多くの事例が報道されたように、大きな混乱が発生するのではないかというご意見も頂いているところです。こちらも修正をという事で、資料 4 になりますが、12 ページをご覧ください。ここは、第 5 の災害時要援護者への啓発と支援の項目の 1 のところですが、その前に 3 のところに、県は地震が発生した時にはと言う事で災害時要援護者の生活面に配慮した応急活動や復旧活動の実施に努めますと言う事で、地震が発生した時には、災害時要援護者に配慮して活動をすると言う事を規定しているんですが、そうするとあらかじめの対策と言う部分が条例上規定をされてないと、1 のところでは、災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりを行うと言う風に現在案では規定をしているんですが、それに加えまして、災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めますと言う風に追加修正を加えたいと言う風に考えています。

資料 3 の方に戻りまして引き続き説明をさせていただきます。34 になります。施設の安全な立地に関してご意見を頂いているところです。第 9 章第 2 節のところでは災害時要援護者の入所施設の立地に関して、地理とか地形の災害を考慮した安全基準を設けるべきではないかと言う風にご意見を頂いております。対応案としましては、現状では、地震・津波災害を想定した立地上の安全基準などはございません。もし、基準や規制を設けるとしても、本条例ではなく、建築基準法施行条例に基づく災害危険区域に係る告示などによって立地規制に関する各法律によって定めるという事になりますが、その前提にあたっては住民合意のプロセスを経ながら規定をしていくと言う事が必要になります。市内でも色々議論をしたんですが、實際上、津波の危険がある地域に施設を建てる事を制限すると言う事については、現行法でいうと建築基準法の中で告示をすればという定めもあるんですが、それが可能なのかどうなのかと言う事も含めて、やはり住民合意のプロセスを経ながら考えて行く必要があるのではないかと言う事になろうかと思っております。そういった趣旨でこの対応案を書いています。

次に、35 になります。防災教育についてですが、全員に防災に関する授業を義務付けるぐらいしなければいけないのではないのかとか、或いは負傷者を運べるか、AED を使えるかなど実践的な防災教育が必要ではないかと言う風なご意見を頂いております。対応案としましては、第 9 章第 3 節第 8 の中で、学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた防災教育や、実践的な防災教育の実施に努めることを規定しておりますので、今後、具体の取組として、すべての学校等に防災教育が広がり、

さらに内容が充実されるよう進めていきますと言う事を対応案にしています。

次に、36 ですが、緊急地震速報の活用についてご意見を頂いています。緊急地震速報については、条例で規定をし、対策を行う必要があるのではないかというご意見です。対応案としましては、緊急地震速報については、今年10月以降順次、NHKでのテレビ・ラジオでの放送や民間サービス提供などが予定をされているところです。緊急地震速報は、被害の軽減に繋がる有効な手段の一つと言う風に考えておりますが、現時点で県や市町村が直接情報の提供に携わる必要があるのかの方向性が定まっていない事から条例に付け加えるのではなく、今後運用状況等も踏まえながら県や市町村の役割の整理や導入によりかかる経費等を検討する中で、導入の判断をして行きたいと言う風に対応案に掲げています。

それから、37 になります。ちょっとご意見が長いんですが、津波の被害が予測される地域やその周辺部の安全な敷地を含めて、土地区画整理事業的な手法を用いてみてはどうかと、地権者は換地により安全性の高い敷地に少ない費用で住み替えることが可能となる、移転後の敷地は住宅の建築を制限し、建築物の敷地として適さない土地については、公園や広場、農地等にするなど、一定の建築行為を制限する区域として指定をしてはどうかと言う風なご意見です。それに対して、条例では、地震防災マップの位置づけであるとか南海地震に備えた都市計画等のまちづくりに関する計画策定を盛り込み、第3章を津波のところでは津波から逃げるだけではないに、津波の被害に遭わないまちづくりに関する事項を盛り込んで頂きたいという風なご意見を頂いております。対応案としましては、災害の心配のない土地に新たなまちを創り移り住むことは、考え方としてはあると思いますが、現在のまちには、商工業などの業務施設や公共交通といった都市機能の集積と、道路や上下水道、学校といった基盤施設や公共施設などが莫大な投資によりストックされています。まちを創り、移り住むことについては、新たに民間や公共による莫大な投資を強いることとなり、実現することは、極めて困難と考えられます。このため、県としては南海地震対策として「揺れや津波から身を守る」ことを重視しており、これを補完するため、被害を軽減する施策については出来る限り実施をしていくこととしていますと言う風に対応案に掲げています。事務局の説明は以上です。

(青木委員)

37 番の災害に強いまちづくりというのは、検討会の中でも復興の時の中では、話が出ていたと思うんですけど、この意見がどういうシュチュエーションで、どういう文脈でこの提案が出てきたのか分からないんですけど、今から備える為にこういう街づくりをやれとか、区画整理とか、そういう手法を条例で書けないかという流れで出てきたという事ですか。復興の時じゃなくて。

(事務局)

これは、実際にはお手紙でA4で2枚くらいのお手紙で出てきたものを、ここにご意見の

内容としては纏めたものになります。ご意見の趣旨としては、今から例えば南海地震に備えるために30年位の時間があるかもしれない。そうした時に、津波の被害を減らす為にこうした街づくりが今から時間があると考えれば、こういった取組みも可能なんじゃないかと言う風なご意見です。津波のくる地域、それからその周辺部を含めて土地区画整理事業等を活用して換地をして行く、津波が来るところについては、公園とか農地とかそういう風な土地利用をしていく。周辺部については、家を建てるとかですね、そういった事をすれば、費用が少なく移転が可能になってくるんじゃないか。耐震補強と言う事ではなしに、抜本的に津波被害を減らす為の対策をしていく必要があるではないかと言う風な事業提案、それにとまって条例の趣旨についても意見の内容のところに書いていますように、南海地震に備えた都市計画、街づくり等に関する計画を策定すると言う事。或いは津波の被害にあわない街づくりに関する事項を定めてはどうかというご意見になります。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。要するに、長期的なリスクの為にと言う事ですね。これは、災害文化を根付かせるというような趣旨があると思うんですが、そういう事にも関わるところなんですが、具体的には、それは条例の中ではどういう風に書いていましたっけ。要するに、その、100歳時代を迎えて一生に一回は南海地震に遭うという前提で、これから県民は生活して行く訳ですけど、生きていかなければならないんですけど、基本的には遠い先ではなくて、いま言われた、住んでいるという状況の中で住居を定めると言う事からスタイルを始めるという考え方になっていくと言う事は、以前、この会でも話された事があると思うんですが。

(事務局)

ご意見の趣旨としては、県民個人個人が取り組むべきというよりも、やはり公共事業等も入れてその取り組みが進むようにしてもらいたいと言う風な趣旨です。要は、土地、街づくりというか、都市計画という観点で、そう言った事をして頂きたい。ここは、県の方でも都市計画課の方ともちょっと話をさせて頂きましたが、先ほどの対応案で述べさせて頂いたような形で、考え方としてはあると思うんですが、現実的な対応としては、困難だと言う風な対応案にさせて頂いているところです。資料4のところで、9ページになりますが、第8章に震災からの復興を進めると言う事を規定しています。この中の第1のところで、震災復興計画の作成と言う事で、その第1の3のところで、県は、被災後速やかに復興に着手できるよう、あらかじめ、震災復興計画への県民参加、或いは被災者への生活再建支援、都市基盤の再生、経済の復興等の方法を検討するなど、必要な対策の実施に努めます。ここは、被災後、震災復興計画の作成する為に事前にいろんな事を検討する必要がありますと言う風な事を書いています。そういった検討を進める中で事前の対策として何か出来る事があるのではないかと言う事も見えて来るのかなと思うんですが、ただ、この

提案の趣旨のような事業を大段的にやるというのは、現実的にはちょっと難しいですという風なお答えにならざるをえんのかなと言う風な事に対応案を作成しています。

(多賀谷委員)

今の話、全てに関わる事だと思うんですけども、こういう取り上げ方をしたら、もう根本的になにもかもやろうという話なんですよね。おそらくこの提案される方と言うのは都市計画のかなりのプロだろうと思うんですけども、でもその辺だけに目が向いたお話なんじゃないかと思うんですが、全体的にみると、要するにこれだけやっても仕方ないといひますか、言葉は悪いですけど、これだけの話じゃないと思うんですけども。全体のレベルをどうあげようかというお話なはずですから、多分私はそう受け取っているんですけども、まーまーでやらなければいかん事というのは、あると思うんですが、基本的な話として、それぐらいの話というのは、ほとんどがその話でして、これだけをとというのはやはりかなり難しい話じゃないかなと言う事で、これは、こういう対応しか仕方ないんじゃないかなと言う気が致しますけども。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(武市委員)

日赤が浸かってしまうと言われていたのと同じく、34 番の施設の安全な立地というところの文書でも、福祉施設のところに避難所になる場合が数多くあるんですが、この間の新潟の時も避難したいんだけどやはり安全面が確保されていないとまた避難した方が、また次の場所へと避難するという風な事が出てきて、問題視されていまして。確かにこのところでも施設の安全確保を規定していますと言う風に文書は書かれているんですが、そこで具体的にそういうのは実際に課題の部分は生かされているのかなと言う風な疑問があります。やはりこの部分については、施設とかの安全性についても充実したものにして頂きたいなと言う感じ方です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。簡単にこれが確定的に強制力の方にはいかないのは、何が起こるかと言う事が確実ではないと言う事が一つある。可能性の一つとして、我々非常に大きな可能性としてあると言う事は言えるんだけど、それがそのまま使えないと言う事、なかなか強い言い方はできないですよ。ただ災害の一つは防災の基本的な考え方は、最悪の事を考えて、そしてそれに対応出来るものであればやっといこうと言う考え方で、小さい方に制定してしまうと、全てがもうやらなくていいだとなってしまう。これは、間違いだろうと思うんです。そこら辺の考えが現実と、これはやっぱり条例でどこま

で、それから施設の管理者、経営者も含めて事業所も含めて、それと住民と合意が得られていくような仕組みが作られるというのが、まさに条例の趣旨だと思うんですけども。

(事務局)

今出来ると言う事は、ルールがありいろいろと法律もありますし、お話にあったように県の持っている設置をする際に、県の持っているデータを積極的に提供していくことは出来ると思います。出来る部分は当然考えていかないと思います。

(岡村会長)

ほかにございませんでしょうか。特に、ないようでしたら、また後でもいいんですけど、もうちょっと時間がありますので、ここで、委員の方から先ほどご意見を頂いたんですけど、資料 2 にあります、パブリックコメント手続きに関する報告会の流れと言うのが、委員の方は、何がどのように起こったのか、或いは想定していたものとどのように違っていたのか、或いはどういう風だったのか、私達には分らないんですね。そののところをもう少しちょっと前後して申し訳ございませんけど、対応されたのを述懐なされた訳で、どういう感想をお持ちなのか正直なところを、雰囲気をお伝え頂きたいんですが。

(事務局)

県下 10 会場で条例の説明会をさせて頂きました。一応時間の方は 2 時間と言う事で説明会の時間を設定致しました。このうち条例の内容についてわかって頂くと言う事で、パワーポイントなどを使いながら前段には南海地震の特性みたいなものを若干触れておいて、後段では条例の内容と言う事で約 1 時間半位説明をした後に、30 分位質疑の時間を取って実際のご意見を伺った訳なんですけど、その中で多くの者が、今現状の取組みがどうなっているのか、ちょっと分からないと言う事でこういった部分は、どうなんですかと言う風なご意見が非常に多かったという風に思います。そういった分はたくさんご意見を頂きましたので、現在県ではこういった取組みをしているんですよとかいう風な事をご説明させて頂いています。

(岡村会長)

例えば、どういう質問が多かったんですか。

(事務局)

生活再建の関係、例えば被災した家を建て直す時に不安があると言うご意見をいう方が何人かいらっしゃいます。それに対しましては、被災者生活再建支援制度があつてとか、こういう見直しが検討されているんですというご説明をしたり、その中でもまた更に条例の中でもうちょっと支援が充実させられるように取り組んで貰えないかと言う風なご意見

なんかもたくさん出ていました。それから後、液状化に関して不安だと言う風なご意見を頂く方が結構いらっしゃいました。具体例があるみたいな事なんですけど、マンションが建ってみるとそこが良い地盤じゃないので、液状化で更に周辺の被害が拡大するんじゃないかと言う風な意見があって、液状化にたいして、一つは県なんかの持っているボーリングデータを公表して貰いたい。それ以外にも例えば国の協力を得て、地盤が弱い所については細かくボーリングをしてそのデータを公表してもらいたいとかいう風な地盤に対する不安、こういったご意見も非常に多かったのかなと言う風に記憶をしておるところです。

会場が分担しておりましたので、私の方の会場は、安芸とか室戸とかで医療関係についてご意見がございました。先ほど仰っていたように、医療救護、いわゆる地域防災の中で、例えば自主防災組織が患者さんのあるところまで運んで治療が出来るかと言うような話の中で、説明としては救護計画があって市町村の役割があるというのをお話しましたけれども、やはりそういった現実的な事に関する不安というのはあったかと思えます。

今回の市町村を通じて周知広告をして頂いたので、特に自主防災組織のリーダーとか活動されている方、民生児童委員の方とかが多く、既に既存で南海地震の事を勉強して活動もしながらと言う方は非常に条例の話をする、非常に分かり易かったし、まんべんなく色々とかく書いているなどと言う感想を皆さんからいただきましたが、四万十町とかあまりこの県のいろんな説明会、こんなブロック毎にやる風にやってこなかった地域は、人も集まりにくく、また津波が来ない地域であるとか言う事で、伊野とか四万十町は人数が少なく、また四万十町の方では日頃から南海地震について話を聞いた事がありますと言う方は、来られた方の中でたった一人でした。初めて南海地震の話聞く上に、更に条例の万遍ない話を聞いたので、後のところで説明会自体のやり方について、色々言われるところがありました。相当声掛けられた方は意識の高い方が見えられたと思うので、非常にたくさんの方の事をいっぺんに情報を得たので、なかなか意見をと言ってもあれだと、けど日頃から気になっている部分で書かれてないなどと思う事については、的確にご指摘を頂いたりもしております。また自助・公助というところについても説明会のところで行政がと言う事を面と向かって言う方は、そんなには無く、理解された方が来たので、逆にそういった部分は見えてはこなかったですけども、手紙文ではそういう物も頂きました。特に自主防災組織の方ですと、事業者の方がみえてないとか、女性が少ないなどと言う事がありましたので、そうだとする部分で、高知商工会議所、久松委員のところに行きまして、商工会に声をかけて頂いて、ありとあらゆる業種がありますけれども、工業会から卸、金融業とか9部門の方が万遍なくお出で頂いて、事業者についてたくさんの方の意見を頂くことが、その時は会場ではアンケートで書いて頂いたんですけど、条例について考えて頂ける機会をその場でやったり、いつか婦人会の講演依頼が来ましたのでそこで女性の中で地域活動されている方にも訴えていくと言う事をフォローで足らせて頂く事にしました。別の団体については、ちょっとこの期間では出来かねるところもあります。

(岡村会長)

あらかじめ想定されていた、いろんな、結局は質問が多くなるんじゃないかと言う事をお考えになったように聞いておりますけれど、そういう想定と実際はだいぶ違うとか、或いはどう言う風に思われましたか。

(事務局)

内容的に言うと、ほとんどが取組みに対する質問であるとか、或いはこんな不安がちょっとあるだけだと言う風な、そういった内容で条例に対してこの文をこんなに入れて欲しいというのは、比較的少なかったのかな、先ほどお話したように、地盤の関係がマンションの関係で非常に不安があるので、その耐震基準を強化して欲しいとかいう個別の思いを持たれている方は強いご意見を頂いたんですが、ほとんどの方が、地震に対して県の取組み、一定内容についても、ご理解をして頂いた上で、なおのことこう言った事もあるんじゃないですかと言う風なご質問、ご意見を頂いたと言う風な事で、だいたい想定をする範囲なのかなと言う風には思っています。県の取組みなんかについても十分知られてないと言うところもあって、今回の条例の説明会については、条例の内容について意見を聞くというのが大きな目的だったんですが、現状で取り組まれている事を、県民の方が知らない、それに対して県の方から説明をさせて頂くと言う事についても、非常に意味があったことなんだと言う風には考えています。

(青木委員)

当初から何の為に、この条例というのは、どんな意味があるのかと言う事は、ずーっとこの検討会、シンポでも出ていた事については、個別のこういう疑問なり提案、要望なりが出てますけど、それらは、全体としては条例作ったら、こういう風が変わったり、体系的に少し進むんだと言う受け止め方をしてもらえたのか、またはこういうのが出来たら自分達の活動は、支援または推進して行く上では援助してもらえるのかと言う事での繋がりとと言うか、県民がこの条例と意識的に繋がったかという点でいえば、かなり進んだという、今の説明会で説明を聞いて、逆に言えばその弱点と言うかこれから条例を実際に定着というかして行く為には何をどう言う手立てを用意するというあたりは、少し見えてきたんでしょうか。この個別で出て来ている事は、僕らは全然でてないから、どういうコンテンツで出て来ているのか、背景がわかんないものだから、全体の評価とまたわれらが検討会でやっているものは、どういう点で改善していかなければ、条例としては、定着度が低くなっちゃうのかというあたりについては、実際の会場の雰囲気、受け止め方はいかがでしたか。

(事務局)

非常に難しいご質問なんですけれども、条例の中で自助・共助・公助の役割分担と、そ

れを連携して進めていくという趣旨からこの条例を作っていると言う事に通じていて、それぞれ県民なり地域、或いは事業者の方に担って頂きたい事があるんですと言う事は、ご説明をさせて頂いて、それに対してご理解を頂いたんじゃないのかなと言う風に思っています。ただ、どの方も多分この条例を作ってこれから具体的な取り組みを進めて行くと言う風な事で、これで何が変わるのかと言うところが、きれいに見えてるというには、受け止められてないんじゃないかと言う気もします。規制が入っていると言う事であれば、すぐにこういう手続きをしないといかんとか言う風な事になろうかと思うんですが、拠り所となるという風な事ですから、ここに書かれた事を皆が実行して行くんですねと言う事を受け止めて頂いたのかなと言う風には思っているところですが、この条例があまり必要ないんじゃないかとか言う風な観点でのご意見は全くなかったです。ただ、よく耳にするのは市町村の役割の話の中で、やはり住民に近いところでいうと市町村が最も近いのですが、その市町村の存在がこの条例の中では非常に感じ難いという風な事があり、県の条例の中では市町村を主語として書けないんですと言うお話もしたんですが、一番身近な市町村が、どうもこの条例の中では県と連携をすると言う風な形での存在しかないというところについて、ちょっとどうなのかなというご意見を言われる方が何人かいらっしゃいました。そういった部分については、地域、地域の課題とかそういった部分は、市町村の方で条例にするのかどうなのかというのはあるんでしょうけど、考えて頂きたいと言う風なご説明をしたところです。

(岡村会長)

総体としては、自助・共助の仕組み、この条例が抱えている、県がそれに対してなにかするという形は、ご理解は頂いていると、頂けてると、大変危惧してたのは、要するに(聞き取り不能)、県はなんだ、県は、何をしているんだ、行政は何しているんだと言う形で、強く出て来ると言う風な雰囲気はなかったと言う事ですか。

(事務局)

そこは無いですね。県が、まずやらなくてはいけないんじゃないかと言う風なご意見と言うのはなかったと記憶しています。

(上田委員)

実は、7月17日の香南市での説明会に出ておりました。自主防災の方とか、それから、地域の市議会議員をやっておられて主導的にやっておられる方とか、大方事前に読んでいて理解しているような方が多かったと思います。それと、地震が発生した時に、自分達の地域がどうなるかと言う不安を抱えている人がおまして、例えば、丁度中越沖地震もありましたけれども、山間部が孤立してしまうという、救援対策はどうなっているんだろうと言う事を心配されるんですね。既存の中央幹線道路が崩落にあったり、寸断されてし



まうという、住民にすると不安感を抱いておりますので、それを県の方から適切に説明をしておりますので、そういった不安解消に役立つ場面でもあったように思います。

(岡村会長)

はい、香南市の様子を教えてくださいまして、ありがとうございます。ちょっと時間が来てしまったんですけど、事業提案等については、次回に実行させて頂いてよろしいですか。

(事務局)

そうですね、次回骨子案を固めるというところですので、この事業提案・要望に関するご意見についても、例えば各委員見て頂く中で、これはやはり条例の中に入れるべきではないか、こういう表現で入れるべきではないかというなものが、もしあれば、事前に事務局の方まで10日までに文書で頂きたいと思います。そのご意見を踏まえて、事務局としては、こういう整理をしておるんですけど、意見を踏まえてもし骨子案を修正すべき点があれば、それを修正した上で次回の検討会の方にご提案をさせて頂きたいと言う風に考えています。10日の日までと言う事で、是非ご協力を宜しくお願いします。それから、あと、本日ご意見を頂いた部分で対応案としては適切さを欠いていると言う部分のご意見を頂きましたので、その点については、次回の検討会で修正案を出させて頂きたいと言う風に思っているのですが、なお、本日、今日お配りをした部分がございますので、1の部分についても、もう一度見て頂いて、ここは条例に入れた方がいいんじゃないかと項目があれば、10日までに併せてご意見を頂きたいと思います。

(岡村会長)

次回の内容は、今日の提案それを再検討する事と事業提案を先に頂きたいと言うその2つですか。主要なものは。

(事務局)

はい、事業提案の部分については、一つ一つ細かくやるには及ばないんじゃないかなと思っております。結局内部の話になってくるんですけど、次回までの間に、議会の意見を持つようにしてありますので、議会サイドからもいろんな意見が出てくると思います。それも含めた、場合によっては修正分を次回の検討会の方で出させて頂きたいと言う風に考えておりますので、そちらが次回の会のメインになってくるかもしれません。ボリューム的にそれが多ければ、対応案のところの委員の事業提案・要望等に関する意見については、見て頂いておかしいところは、修正する位にしておいて、審議する時間を割愛させて頂きたいと言う風に思っているところです。次回の検討会については、8月の24日9時半から11時50分まで、この同じ会場で開催させて頂くというのは、既にご連絡させて頂いているところですが、そういった形で今回は、進めさせて頂きたいと考えています。

(青木委員)

最初にスケジュールの中には、条例案を作った時に、同時に解釈・運用規則みたいなものもこの会でやり、同時並行してやりますと提案とあわせてと言う話が頭にずーと残っていたんですけど、要するに議会に出す手続きで、議会に出す時には、そういう解釈・運用規則みたいなものもコメントをつけて出すんですか。要するに事務局では条例案の本体だけ、本文だけをここの検討会の課題ですというのであれば、それはそれで結構ですけど、前のスケジュールのところでは、同時並行、条例案を正文化するのと、解釈、名称は少し忘れちゃけれども、解釈・運用規則みたいなものも同時に作成、検討をここでしてもらいますと言う事で、2年間続くと思って、委嘱を受けたと思っていました。

(事務局)

それについては、条例に基づく規則を作るべき項目がたくさんあれば、そういう事も同時並行的に検討して頂くという事も当初考えていたんですけど、今の条例の項目を見た時に、規則を作るという項目はないんじゃないのかなと思っています。

(事務局)

規則の話を検討会でもご議論頂くと言う事は、あるんじゃないかと言う事で、当初は投げかけ、スケジュールの中にも入れてたんですが、どうもそこはないんじゃないのかな、これから規則を作る必要がある項目が出て来れば、その選考はいつにするのかということはあるんですが、条例を施行する時に規則が必要であるということであれば、事務局、県として規則を作っていく、それを検討会の方のご意見を頂くと言う事は出て来るのかもしれないです。今のところは、そこはないんじゃないのかなと言う事で、まずは、この骨子案をかためて、骨子案を条例案にして行く、その検討を頂きたいと言う風に考えています。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。ちょっと時間オーバーになりましたが、様々なご意見を頂きまして、ありがとうございました。次回は、8月24日です。どうもありがとうございました。